

徳島県選挙管理委員会告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和三年三月十二日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
徳島	七一、六二一人
鳴門	一六、二三二人
小松島・勝浦	一二、六五五人
阿南	二〇、三〇七人
吉野川	一一、五七九人
阿波	一〇、四八七人
美馬	一〇、七二四人
三好第一	七、三三六人
名西	八、七三六人
那賀	二、三八五人
海部	五、七七八人
板野	二七、二八六人
三好第二	四、〇〇八人